

令和6年度第2回
新宿区外部評価委員会 会議概要

<開催日>

令和6年10月21日（月）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（15名）

稲継裕昭、竹内真雄、山本卓、戎井一憲、風間義民、小杉美恵子、小宮領、佐伯康之、藤川裕子、大川内初実、大西秀明、御所窪和子、津吹一晴、古市雄大、安井潤一郎

区職員（3名）

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

<開会>

【会長】

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまから令和6年度第2回新宿区外部評価委員会を開催いたします。

本日と25日の委員会では、今年度の評価の取りまとめを行った後、行政評価制度見直しに係る提言について検討したいと思います。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

確認させていただきます。

まず、一番上に本日の次第、その下に参考資料1、それから参考資料2、その下に参考資料3、最後に参考資料4、4点の資料をおつけしております。

【会長】

大丈夫でしょうか。

それでは、次第の1、評価の取りまとめについて審議したいと思います。

委員の皆様には、先ほど確認いただきました参考資料1、外部評価取りまとめ（案）が配られています。各部会での個別施策、計画事業に対する評価と、経常事業の取組状況に対する意見について記載されていますので、その理由を含めて委員会全体で確認していきたいと思っております。

それでは、進め方について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の進め方をご説明させていただきます。

各部会の評価結果を、今日はこの場で共有するというので、まず、個別施策ごとに、施策事業の概要を事務局から簡単にご説明した後、各部会が取りまとめた評価、意見をご説明させていただきます。

説明については、個別施策単位に行います。順番としては、計画事業、経常事業、最後にそれらを総括した個別施策の評価と、この順番でご説明をさせていただきます。

進行順は、施策番号の若い順番に進めてまいりますので、I-6から開始します。用いる資料は参考資料1と参考資料2、この2つを用いてご説明しますので、こちらをお手元に用意していただければと思います。

この後、施策ごとに説明を切らせていただきますので、担当部会の皆さんから補足ですとか訂正があればお願いします。

その後、ほかの部会の委員さんから、事務局説明と補足を踏まえて、何か質問等があったらしていただいて、質疑応答をさせていただきます。

それが全て終わって、結果を踏まえて、最後に外部評価委員会としての評価・意見を確定していただく、こういった流れで進めさせていただきたいと思います。それぞれの区切りは会長の進行に沿って進めさせていただきたいと思います。

何かご不明点、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上です。

【会長】

よろしくお願いします。

参考資料1に外部評価取りまとめ（案）一覧とありまして、施策が並んでおります。

各部会でそれぞれ十分揉んでいただいているものが多いと思いますので、特に気になる点がございましたら発言いただくということでお願いいたします。

それでは、個別施策の番号順に進めてまいります。

最初に、個別施策I-6「セーフティネットの整備充実」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、参考資料の1については、1ページをおめくりください。

そして、参考資料2のほうは、17ページをご覧ください。

こちら、個別施策I-6の「セーフティネットの整備充実」です。

では、先ほどのご案内のとおり、まず事業内容から入っていきます。経常事業なので、簡単に振り返っていきます。

意見が出たもののみ記載されております。まず経常事業の260番「ホームレスの自立支援の推進」です。

こちらについては、生活に困窮されているホームレスの方に食料を提供したり、緊急一時給食宿泊所で保護したり、面談を行う、そういったことや関連する取組を通じてホームレス

の方が自立していけるような支援を推進していく取組を取りまとめた経常事業となっております。

意見のほうをご覧いただきたいと思います。現在、特別区長会として、都市部への集中化によるホームレスに係る対策の推進を、都・国に対して要望しているところと承知しているということで、現在もこのホームレスというのは新宿区民とは限らないので、その負担を広く分かちたいということ、区としては特別区長会に要望しているというご説明を受けて、こういった取組を承知している、ただ、広域的なホームレス対策事業における連携や、都の実情に応じた財政措置等についての協議を引き続き進めてもらいたい、という意見をいただいています。

続いて、261番「生活保護受給者の自立支援の推進」という事業です。

こちらについては、生活保護を受けている方に、生活保護費とは別に自立支援のためにいろんな給付、サポートをさせていただいているという事業として、取組内容・実績欄を見ていただくと、例えば健全育成費として学用品や被服の支給をしたり、あるいは公衆浴場入浴券の支給ということで、お風呂、銭湯に入れるチケットをお渡ししたりとかして、生活保護受給者の自立支援を進めていくという事業になっています。

意見としては、貧困の連鎖を防ぐべく、受給者の保護者と並んで子供たちに対する事業の強化を願いたいという意見をいただいています。

続きまして、経常事業266「保護費支給」です。

こちらについては、まさに生活保護費を支給するという経常事業でありまして、意見としては、給付制度の目的に沿った運用及び、生活保護を受けていたけれども、もう保護費を払わなくていいという判断で保護廃止になったが、自立支援の必要のある元被保護者への適切な対応を引き続き行ってもらいたいというご意見をいただいております。

続いて、267「保護施設事務費」です。

こちらについては、事業概要を見ていただくと、保護施設（救護、更生、宿泊提供、日常生活住居支援）、こういった自立の支援のための保護施設等に入られた方の費用、入所費用を負担するという事業になっております。

取組内容・実績を簡単に見ていただくと、①救護施設や②更生施設、こういった保護施設関係の入所費用を、区がお支払いするという事業になっております。

意見としましては、施設事務費に関する基準について、区の実情に応じた財政措置等についての調整協議を、都や国に対して行ってもらいたいということで、先ほどの260の、ホームレス等の広域対応が必要だから区だけの負担が必要以上に重くならないようにといった意見と同じ方向性の意見を、こちらでも出させていただいているということになります。

続きまして、270番「ひきこもり相談支援」です。

こちらについては、ひきこもり状態になっている方の相談を、区として相談窓口を設けて支援させていただくということで、これは令和5年度からの新規取組になっております。

そういったことも踏まえて、ご意見のほうを見ていただくと、3件いただいでいて、1つ

は、先進自治体の取組を参考にしつつ、区の特性を踏まえて支援の充実化を図っていかうとする姿勢が見られることは高く評価できる。学校等との連携強化にも力を注いでもらいたい。

2 点目が、開設された総合相談窓口については、より積極的に周知を図ってもらいたい。

3 点目が、区内におけるひきこもりの件数について、現在のところ内閣府の調査に基づいた推計値しか存在しないのであれば、今後この分野での施策を推進していくに際して、より詳細な実態調査を実施する必要があるのではないかと、この 3 点の意見をいただいております。

この施策最後の経常事業です。273「作業宿泊所の維持管理」。

大久保のエリアに J R の高架に沿うような形で、百人町作業宿泊所という施設がありまして、こちらの維持管理をやっている事業です。

経緯としては、戦後、バラックを建てて自発的にこちらに住みついた方が一定数いらっしゃって、その状態をそのままにしておくのもどうかということで、東京都と新宿区のほうでこの作業宿泊所を建てて移っていただいたということが、昭和 40 年ごろにありました。非常に老朽化しながらも、現在もまだ住んでいる方がいらっしゃいますので、維持管理を引き続き行っています。

意見としましては、この維持管理と並行して、この作業宿泊所の将来的な在り方についても検討を進める必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

では、最後に施策の評価に戻ります。

個別施策「セーフティネットの整備充実」全体へのご意見です。

まず、評価欄をご覧ください。意見が 4 つありまして、1 つが成果指標 1「生活保護の被保護者の就労割合」について、被保護世帯のうち就労世帯はどれだけいるのかという割合を高めていきたいということを成果指標に定めておりますが、この指標については目標水準を下回っているけれども、生活保護受給者の自立支援では、個別のケースに応じて必ずしも早期の就労にのみ重点を置いているわけではないとの説明があった。実際その対象者数は、就労支援に比べると少ないものの、日常生活・社会生活の自立支援がちゃんと実施されているということを確認いただいております。

2 点目のご意見は、生活困窮者自立支援については、相談支援を中心に実施されており、その利用者の約 1 割に対しては包括的・継続的な相談支援が行われている。

3 点目です。ホームレスの自立支援に関しては、新宿区に固有の状況・課題を抱えつつ、相談事業と並んで生活習慣確立のための支援等からなる地域生活安全促進事業が実施されている。指標 2「ホームレスの減少」は、ここ数年度にわたり目標を達成できている。

最後に、課題の一つであるひきこもりに対する支援体制の整備については、総合相談窓口が設置されるとともに、先進自治体の取組等を調査しつつ、伴走型の支援を行うための体制整備が進められている。

以上のことから、本施策はおおむね順調に進んでいると評価すると思っております。

今後の取組の方向性に対する意見については、1点目が、生活困窮者自立支援においては、制度間の溝を越える連携支援体制を一層深化させていってほしい。

2点目が、生活保護受給者の自立支援では、生活保護世帯の子供たちを対象とする支援の拡充に期待する。また、ホームレスの支援については、地域社会で安定した自立生活を送れるように支援することを目的とする地域生活安定促進事業を今後の柱の一つに据えて、取組を推進してほしい。

3点目が、ひきこもり支援においては、総合相談窓口を一つの拠点にしつつ、要支援者の把握、相談につながりやすい環境の創出、本人とその家族が無理の少ない形で家の外部と接点を持てる機会の創出、本人の社会復帰に向けた息の長く、個別性を踏まえた支援の体制構築が一層図られていくことを期待する。

4点目が、課題として認識されている見えにくいホームレス層や、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人についても、対応を図っていくことが重要であると。

今後の取組の方向性に対する意見は、この4点をいただいています。

最後に、その他意見・感想です。

1点目が、成果指標について、生活保護に関する指標は実績値が横ばいの状態にあるように見える。被保護者の中には高齢や障害のため就労が難しい方もおられるものと思料する。そこで、施策の実効性を高めていくための補助指標として、例えば就労が可能な方の中の就労割合といったものを設定できないだろうか。また、就労自立にとどまらない事業成果を客観化する指標を追加することも考えられるのではないか。これが1点目です。

2点目が、ホームレス支援に関する指標との関係では、景気等の外的要因の影響をできるだけ受けない、かつ定量的な指標を設けることについての検討を今後も進めてほしい。

最後は、生活保護については、引き続き区の実情に応じた財政措置等についての都や国との調整協議を進めるとともに、子供たちが未来に希望を持てるよう、個別支援にも力を入れる等、きめ細かい対応をお願いしたいというご意見をいただいています。

個別施策 I-6 の説明については以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

担当、第2部会になります。補足等ありましたらお願いします。

【第2部会長】

特にございませぬ。

【会長】

ありがとうございます。

この I-6 のセーフティネットの整備充実に関しまして、外部評価委員会としてこの評価でよいか。特に気になる点等ありましたらご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、このように区に提出することにしたいと思います。

続きまして、Ⅱ-3、「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、同じく経常事業の説明からまいります。

資料1の4ページをご覧ください。

380番「防犯対策の推進」です。

この事業は、取組内容・実績欄を見ていただくと、防犯カメラ設置補助事業というものをやっています、町会等、また商店会等から、防犯カメラの設置をしたいとお申し出を受けたら、その設置に係る料金を補助させていただいています。

それから、2点目が、自動通話録音機貸出ということで、回線と固定電話機の間自動通話録音機というものをかませまして、電話がかかってくる、一旦機械が振り込め詐欺防止のため録音する旨の警告をした後に、録音するといった機械の貸出しを行っていて、この2つの取組をまとめてこの事業にしているという状況です。

ご意見のほうを見ていただきますと、防犯カメラ設置補助については、区民ニーズが高い取組であるため、補助対象とする設置台数の増加やメンテナンス費用を補助対象とする等の拡充を検討してほしいというご意見をいただいております。

続きまして、381「詐欺・消費者対策」です。

こちらについては、これも実績欄を見ていただくと、(1)消費者講座、(2)消費生活相談ということで、詐欺ですとか、あるいは消費者トラブル等に遭った方や遭われそうな方に対して、講座を開いて周知啓発をするですとか、あるいは(2)の消費生活相談では、個別のケースについてご相談に乗る、そういったことをやっている事業です。

いただいているご意見としては、消費者講座受講者をさらに増やすため、PTA等、地域で発信力のある組織と連携し、より多くの区民が講座開催についての情報を得られるよう努めてほしいと、周知啓発の強化についてご意見をいただいております。

続きまして、384「多重債務特別相談」です。

こちらは、事業名のとおり、多重債務を負ってしまっている人に対して相談を受けて対応するといった事業になっております。

意見としては、新宿区の人口規模を踏まえると、相談件数11件は少ない。こうした相談窓口機能は他機関も有していると思われるので、区はこうした他機関との連携や役割分担も十分に考慮した上で、区窓口の周知強化や機能見直し等、対策を講じるべきであるというご意見をいただいております。

続きまして、385「消費生活地域協議会の運営」です。

事業概要のところをご覧くださいと、消費生活の安定及び向上に向けて必要な事項を協議するための新宿区消費生活地域協議会を運営します、とあります。

消費者団体ですとか町会、商店会、民生児童委員、警察等の、こういった問題に関係して協力していただける方たちにお集まりいただいて、いろんな情報共有ですとか個別テーマ

に関する協議をやっている協議会です。

ご意見のほうをご覧くださいと、本協議会が扱う題材は多岐にわたるため、リモート会議を取り入れる等の効率化を図るとともに、分科会を設け、効率的かつ効果的な議論を行う体制を整えるべきであるというご意見をいただいています。

ここまでが個別の事業でして、最後に施策全体の評価・意見をご確認いただきます。

まず、評価は「おおむね順調に進んでいる」です。その理由のコメントをご覧くださいと、成果指標としている区民の日常生活における安心度、犯罪件数、消費生活センターの認知度の実績値は、目標水準に照らして順調な経過とは言えないが、暮らしやすい安全で安心なまちの実現に向け、ソフト・ハード両面から様々な取組を実施し、一定の成果を上げていることから、おおむね順調に進んでいると評価するとなっています。

その後、今後の取組の方向性に対する意見が3件あります。

1点目が、現在の携帯電話の普及状況に鑑みると、詐欺対策における固定電話用の自動通話録音機の重要性は低下しているのではないかと。区は、自動通話録音機貸出数の回復に向け、周知啓発に努めていくとのことだが、こうした時代の変化に合わせ、新たな対応を検討・実施していくべきである。

2点目が、成果指標1「区民の日常生活における安心度」の令和5年度実績値は、前年度と比べ低下している。また、成果指標2「犯罪件数」の実績値はここ数年増加傾向にある。区は、引き続き暮らしやすい安全で安心なまちづくりの実現に向け、きめ細かに対応してほしいとあります。

3点目が、消費生活に関するトラブルが後を絶たない現状を踏まえ、副読本を活用した教育や出前講座等、若者に向けた啓発の取組を今後も充実させてほしい。あわせて、実際にトラブルが生じた際の相談窓口である区の消費生活センターについては、認知度向上のため、SNS等も活用してその存在・役割を周知してほしい、とあります。

最後に、その他意見・感想です。

民有灯・商店街灯と防犯カメラには、防犯対策という共通点があるため、これらの設置の促進に当たっては、一方の事業助成所管部署において、他方の助成事業について案内する等、両助成に係る取組を適切に連動させてはどうかというご意見です。

個別施策Ⅱ-3の①についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

こちらは第3部会のほうで担当させていただきました、部会長として特に補足はございません。

皆様方からもし何か追加でご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、①につきましてはこのように提出させていただくということで、続きまして、「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止」について、事務局が

らご説明をお願いします。

【事務局】

では、計画事業からご説明いたします。

計画事業 37「新型インフルエンザ等対策の推進」です。

名前のとおり、新型インフルエンザ等の感染症の対策に向けて備えていくという事業として、実績欄をご覧くださいますと、1番が新宿区インフルエンザ等対策の推進として、(1)が、この対策連絡会を開催して、区や医療機関等が集まって情報共有等を行ったということ、(2)が医療機関等への感染防護服等の配布で、病院や薬局で希望するところには、感染防護服を区からお配りしているという取組、(3)が普及啓発用品及び啓発ポスターを購入して配布しているというものです。

2番が、新宿区感染症予防計画ということで、この取組も含めた新宿区としての感染症予防に関する取組を個別の計画としてまとめたものを令和5年度は策定しました。

こちらの事業について、評価は計画どおり。評価理由としては、関係機関との連携強化や区民等への周知啓発など、新型インフルエンザ等の対策に向け、適切に取組を推進していることから、計画どおりと評価するという評価理由をいただいております。

続きまして、経常事業 390番「感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）」です。

事業概要の欄を見ていただきますと、感染症予防関係法令に基づき、感染症に関する知識の普及啓発や検査を行い、結核、H I V、性感染症の早期発見、蔓延防止に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備するということで、結核、H I V・性感染症、それから感染症、こういった柱ごとに周知啓発ですとか検査とか、そういった取組を進めている事業です。

ご意見をご覧くださいと、2つあります。

1つは、世界有数の歓楽街である歌舞伎町を擁し、多くの観光客が訪れる新宿区にあっては、結核、H I V、性感染症の早期発見・蔓延予防は大切な事業であるため、引き続き積極的な対応をお願いしたい。

2点目が、H I V・性感染症に関する講演会は、申込人数 29人で、動画閲覧回数 98回であったということだが、両実績とも不十分ではないだろうか。より多くの人が視聴し、普及啓発の推進に資するよう、講演会の周知方法を検討されたいとご意見をいただいております。

続きまして、392番「食品衛生の普及啓発」です。

食品に関する衛生の意識を高めていく普及啓発という事業として、取組内容・実績の欄を見ていただくと、①が広報新宿等を活用した普及啓発、②が食品衛生カレンダーの配布、③が各種イベント実施・出展を通じた普及啓発、こういった形で、食品衛生に関する普及啓発を行っているとなります。

いただいているご意見としましては3つあります。

1点目は、区政モニターアンケートの設問「あなたは、食の安全に関する正しい知識や情

報を持っていると思いますか」という設問は、回答の根拠が回答者の主観に基づくものであり、回答者の知識の正確性を担保できていない。一方、現行の設問は、経年変化を確認するためには継続しなければならないと思われるので、例えば区政モニターアンケートに異なる角度からの設問を追加する、あるいはイベント会場などで簡単なアンケートを取る等の工夫をしてはどうかという意見です。

2点目が、SNSでの周知啓発をより効果的に行うため、発信を複数回行うとともに、発信時間別の閲覧数やいいねの数を計測・分析してはどうか。

3点目が、食品衛生カレンダーによる周知啓発の費用対効果については改善の余地があるのではないか。この3点の意見をいただいています。

では、最後に施策の評価を振り返ります。

評価は、おおむね順調に進んでいるとなっています。理由としましては、本個別施策の目指すまちの姿・状態に照らし、各種取組が適切に実施されているということで、おおむね順調に進んでいると評価する、としていただいています。

今後の取組の方向性に対する意見については、3つです。

1点目が、医師会や地域の医療機関等の関係機関との連携強化や、各種ワクチンの接種勧奨、接種費用補助等の取組を通じ、今後の感染症流行への備えをより一層推進してほしい。

2点目が、ワクチン接種の副反応については、接種前に丁寧な説明に努めるとともに、接種後に副反応が出た者に対しての相談対応を充実させてほしい。

3点目が、本施策が功を奏するには、一般市民の各種感染症に対する予防意識を高めることが重要である。一方、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されて以降、一般人の感染予防対策への意識が低下しているように見受けられることもあり、感染症予防や食品衛生に関する周知啓発の重要性は高まっていると思われる。区は、広報新宿や区ホームページ、区公式SNSといった既存手段による広報について、発信頻度を高める等の工夫をするとともに、関連イベント等の連携と、新たな周知啓発のチャンネルを確保する等の取組も推進してほしいという意見をいただいています。

では、この個別施策についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

これは第1部会ご担当で、何か追加意見等ございますか。

【第1部会長】

特に追加する意見等ございません。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、この「暮らしやすい安全で安心なまちの実現②感染症の予防と拡大防止」について、このような評価、それから意見ということで、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

おおむね順調だということについては異議ないんですけれども、これはやっぱり都と国との連携がどうしても必要ですので都や国との連携を強化していただいて、感染症対策ですとか感染症が起きたときの対応というのは、それぞれの役割分担というのを明確にして強調していただくといいという旨の文言が入ったらもっとよろしいのではと提案させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ごもっともなご意見だと思いますので、これは、その他の意見・感想のところにも、都や国、これは今年の9月に内閣にできた感染症危機管理統括庁や、あるいは厚生労働省との連携を図るよう努めていただきたいと入れてもらったらどうでしょうか。

ありがとうございました。

これは区から言ってもなかなか向こうは動いてくれないのが通例であります、やはりご意見が出ましたので、それを最後のほうに入れていただくということにしたいと思えます。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】

392番「食品衛生の普及啓発」について、食品衛生カレンダーの費用対効果について改善の余地があるのではないかということですが、ほかに啓発グッズの作成・購入ということで、タオル、ティッシュ、ウエットティッシュ等とあるんですけども、カレンダーだけが矢面に立っているなど感じたので、普及啓発グッズ全体に対する意見としてもいいのではないかなと思ったんですけども。

【会長】

これは、後ほど第1部会でご検討いただいて、最後、私のほうに出していただくというふうにしていきます。

それでは、次に、「暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進」、第2部会のご担当です。

事務局からご説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

ではまず、個別の事業のご説明から入ります。

計画事業38「マンションの適正な維持管理及び再生への支援」です。

この事業については、老朽化したマンションが適正に管理されずに、生活環境の悪化ですとか危険につながらないようにという趣旨でして、実績欄を見ていただくと、(1) マンション管理相談ですとか、(2) マンション管理相談員を現地に派遣、あるいは(3) マンション管理組合の交流会、(4) マンション管理セミナー、こういったいろんな形で、マンションが

管理組合を結成して適切に管理されていくような体制を、区として後押しをしていくという事業になります。

評価のほうをご覧くださいと、計画どおりとさせていただいています。

評価理由につきましては、この新宿区マンション管理適正化推進計画を策定し、新しい認定制度の運用も開始した。また、区内にあるマンションの状況や課題の把握及びそれらに基づいた働きかけや情報提供が適切になされている。

次に、マンション管理相談、マンション管理セミナー等の取組を計画どおり実施するとともに、それらの機会をマンション管理相談員派遣の利用にもつなげる取組によって、同派遣事業への申請件数が増加した。管理セミナーや管理組合交流会については、ともに参加者の満足度は目標値を上回った点も評価できる。ただし、指標にもなっているアンケートでの満足度は、マンションの適正な維持管理・再生という事業目標と必ずしも対応しているわけではないため、事業成果の向上法が引き続き模索されていくことを期待する。こういった理由から、計画どおりと評価させていただいています。

今後の取組の方向性に対する意見です。新宿区マンション管理適正化推進計画の着実な推進と、そのための事業体制の強化が引き続き図られていくことを期待するという内容です。

その他意見・感想です。

1 件目、今回のヒアリングから、区内マンションの実態把握が相当程度まで行われていることが分かった。それを生かす形で、例えば課題のあるマンションの総数を分母にして、その改善率を測るといった指標設定の仕方もあるのではないかと。

2 点目、新宿区マンション管理適正化推進計画に示す 3 つの目標に対する定量的な指標を、本事業の成果指標に加えることも考えられるのではないかと。

3 点目、分譲の段階からマンションの適切な管理を促す視点や、良好なコミュニティの形成という見地から、管理組合に対して、町会・自治会に関する情報を提供する等の取組も重要なのではないかとといった意見をいただいております。

ここからは経常事業です。

395 番「民泊の適正な運営の確保」です。

事業概要をご覧くださいますと、住宅宿泊事業法令、民泊事業に関するいろんな法令があるわけですが、これに基づいて、住宅宿泊事業、いわゆる民泊に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者へルールブック等により普及啓発を行います。こういった取組を行っています。

2 件意見をいただいている、1 件目が、新宿区内に民泊が多いことは知っていたが、その多さは国内の総室数の 10% 近くに上るとのことで驚いたと同時に、区内にある民泊施設の利用者の増加に伴い、路上へのごみ投棄等、地域で様々な問題が発生しているため、事業者への指導等の対策を先手先手で講じていくのが望ましいと考える、というのが 1 点目です。

2 点目が、いわゆる違法民泊の取締りにも、引き続き注力してもらいたいとあります。

続きまして、396番「路上喫煙対策の推進」です。

取組内容・実績を見ますと、(1)が町会等との連携による普及啓発キャンペーンの実施をしていく。

(2)が路上喫煙禁止パトロールの効果的な運用。区が雇った指導員がビブスを着て、特に路上喫煙の多いエリアに重点的に配置して、路上喫煙している方がいたら指導するといったようなことをしています。

(3)は路上喫煙禁止の周知啓発です。

(4)が路上喫煙率等の調査ということで、実際に路上喫煙に及んでいる人たちを調査する。こういった取組を行っています。

意見をご覧いただくと、路上喫煙パトロールについて、実施地域にメリハリをつけて、課題である地域に重点を置いているとのことであり、それ自体は評価できる。他方で、パトロールと指標である「駅周辺・生活道路での路上喫煙率」との間に相関があるのかについては判断できなかった。路上パトロールの実効性にも留意して取組を進めてもらいたい。また、路上喫煙対策全般についても、路上喫煙率調査の分析等に基づいて取組の成果を一層高めていくことを期待する。

2点目が、観光案内所における啓発活動が行われているとのことだが、その活動の一環に、ポイ捨てについての啓発も加えてはどうか。また、啓発の手段とする媒体は、多言語のものにすることを検討してもらいたい。

3点目が、路上喫煙に関する新宿区の条例は、違反者を取り締まることが目的ではなく、人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめていただきたいという考えに立って、罰則を設けていないということは承知していると。しかし、路上喫煙が増加するような場合には、路上喫煙に対する罰則を条例で定めている他区の事例も参照するなどして、この問題を解消していくための一層効果的な方法の検討を行う必要があるのではないかといった意見をいただいています。

400番です。「屋外広告物許可及び是正事務」です。

事業概要をご覧いただきますと、都条例に基づき、都が屋外広告物の規制に関する条例を定めておりまして、この条例に基づいて、屋外広告物の掲示等の許可・届出事務を行う。また、違反広告物に対する是正・撤去について行う。これは本来、都の事務なのですが、事務処理特例条例という条例の委任に基づいて区にこの事務が移管され実施している事業になります。

意見については、除去等に取り組んではいるが、まだまだ貼り紙等は後を絶たないため、事業者に対するより効果的な手法を期待するという意見をいただいています。

続いて、経常事業403番「ポイ捨て防止ときれいなまちづくり」です。

区内全域で空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、ごみゼロデー等まち美化清掃活動を区民・事業者等とともに実施します。あとは、このごみの散乱防止計画を策定したり、周知啓発のキャンペーンを行ったり、まちの清掃活動を行うと、そういった

ことをやっている事業です。

意見は3点いただいています、1点目が路上喫煙対策と同時に、新宿観光案内所でもポイ捨てについての啓発を行ってはどうか。さっき路上喫煙のほうでもあったように、関係する事業と同じ趣旨の意見がそれぞれ載っているという状況です。

2件目は、繁華街道路清掃事業について、まちの美化という見地から、その対象地域の選定等の適切性について適宜検証しつつ実施してもらいたい。

3件目が、コンビニエンスストアやファストフード店等、販売した物品がポイ捨てされる可能性が高い業態の事業者に対する対策の呼びかけにも力を入れてほしいという意見をいただいています。

続いて、405番「自動販売機対策の推進」です。

取組内容・実績を見ていただくと、まず1点目が、自動販売機の設置届出ということで、区として自動販売機の設置届出を事業者から受けます。

2点目がその他ということで、地域住民から、回収容器が設置されていない自動販売機についての情報提供があった場合は、設置業者に回収容器の設置、再生、資源化について啓発指導を行うとともに、自販機周辺のポイ捨てや路上喫煙の禁止を周知する、こういった取組を行っています。

意見としては2件です。

回収容器の設置に関しては、その維持・管理を含めて、リサイクルに関する区の事業との連携をより深めていくことも考えられるのではないかと。

2件目が、条例に該当するにもかかわらず、回収容器を設置していない自動販売機について、より積極的に対応してもらいたいとの意見が出ています。

続きまして、407番「住宅修繕工事等業者あっせん」です。

こちらは、事業名のとおり、住宅修繕工事を行う業者さんを区としてあっせんをするという事業になっております。

意見としましては、戸建て住宅リフォームについては、高齢者を狙った詐欺被害も多いので、区が行う住宅リフォーム相談や業者のあっせんは被害防止の効果も期待できると思料されるため、その点も意識し引き続き実施してほしい、というご意見をいただいています。

408番「事業住宅の管理運営」です。

事業概要欄を見ていただきますと、まちづくり推進事業に基づく住宅の建て替えまたは除却により、住宅に困窮し、または仮住宅を必要とする区民に対して住宅を提供するという事業になっています。そういった住宅を事業住宅と呼び、事案が発生したときに入っていた建物を用意しておいて、維持管理をするというものです。

意見としましては、管理戸数や住宅提供の形態などを適宜見直す視点も持って事業を行ってほしいという意見をいただいています。

最後に、施策の評価に戻ります。

評価としては、おおむね順調に進んでいるとなっています。

評価の理由ですが、1点目が、空家等の対策では、無料相談会を複数回実施するとともに、問題化する前の段階からアプローチしていこうとする姿勢が見られる点は高く評価できる。新しい新宿区空家等対策計画の検討においても重要な実態調査も進められている。

それから2点目、ポイ捨て防止対策や路上喫煙対策では、まちの美化と区民・来街者の意識向上を図る取組が、地域の団体やボランティア等との協働で実施されている。委託業者、委託清掃事業については、重点対象地区の設定法に留意しつつ実施されている。

3点目、騒音や民泊問題については、区内での近年の動向を把握しつつ対応が図られている。

4点目、マンションの適正な維持管理及び再生への支援では、国の関連法が改正された中で、区内の状況を踏まえ、新宿区マンション管理適正化推進計画を策定するとともに、マンション管理組合交流会の開催といった意欲的な取組を実施していることは高く評価できる。

公害の監視、規制指導、アスベスト対策といったその他の経常事業についても、適切に実施されている。

他方で、街中を大音量で走るアドトラックやデジタルサイネージによる光害の問題、あるいはたばこの吸い殻や空き缶のポイ捨ての問題は続いており、それらに対する有効な対策について検討を続ける必要があるが、区はそのことを課題として認識している。

以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価するとなっております。

今後の取組の方向性に対する意見です。

1点目が、空き家等対策では、新宿区空家等対策計画の策定と並んで、高齢者、福祉分野との連携による住まいの終活に関する取組が、その成果を検証しつつ推進されていくことを期待する。

2点目は、民泊問題への対応では、ルールブックの改訂等が予定どおりに行われ、効果を上げることを期待する。

3点目は、マンションの適正な維持管理に対する支援や、駅周辺繁華街の美化についても、引き続き取組を進めてほしいとなっています。

その他意見・感想についてです。

1点目が、成果指標に関して、本施策の掲げる「暮らしやすい安全で安心なまち」「良好な生活環境」について、区民がどのように見ているのかを客観的に把握する手段の一つとして、まちの安全性や衛生、空き家や公害などについての区民の意識調査を指標に追加することを検討してはどうか。

ポイ捨て、民泊問題についても成果指標が設定されていると、区の取組が区民により分かりやすくなるのではないかと。

3点目が、空き家はごみ問題やネズミ、ハクビシン等の問題で近隣を悩ませていると考えられるため、他の事業とも連携して、この取組が一層の成果を上げることを期待する。

この施策については以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第2部会、何か補足はございますか。

【第2部会長】

簡単に1点だけ。

403事業について、ポイ捨て防止ですけれども、他の部会の委員の方からもご意見を頂戴して、それも踏まえて意見としてまとめた結果となっております。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

これにつきまして、何かご意見、ご質問ありますか。

はい、どうぞ。

【委員】

経常事業の396番「路上喫煙対策」の推進に関してですけれども、路上喫煙率としてパーセンテージが載っていますが、1つはこれの分母、分子が何かというのと、あともう一つ、その結果、これが多いのか少ないのか。あと増加しているのか、横ばいなのかとか、どういう評価をされたのかを聞かせていただければと思います。

【会長】

事務局、よろしくをお願いします。

【事務局】

今はお答えできる材料がありませんので、確認してご連絡をさせていただきます。

これについては、その確認結果、何か意見を追加されたいということですか。

【委員】

いや、何をもちって評価したのかが分からなかったのです。

【委員】

1点よろしいですか。

意見のほうに書かせていただいたんですけれども、パトロールと路上喫煙で相関関係があるかについて判断できなかったという意見表明をさせていただいてございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに、よろしいですか。

それでは、確認いただいて、ご回答よろしくをお願いいたします。

次は、基本政策のⅢ番「賑わい都市・新宿の創造」に入ります。

最初に、1番「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」、第1部会担当になります。

事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

最初に計画事業 39 の①「新宿駅周辺地区の整備推進 新宿駅直近地区のまちづくり」です。

ここから都市計画部の事業になっていきまして、まちづくりに関係するものなのですが、事業概要のところをご覧くださいますと、新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の新宿グランドターミナルとするため、新宿の拠点再整備方針に基づき、区のいろんな新宿駅の周辺を一体的に再編する、ということを書いているんですが、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進する。

それから、新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続とともに、事業化に向けた調整を行うということで、この新宿駅直近地区、新宿駅周辺地区よりさらに新宿駅に近い、本当に新宿駅を取り囲んでいるエリアのまちづくりについて、いろんな事業者さんがそれぞれ再開発を考えていますから、そのあたりが一つの考え方に沿って行われるように、区はその間に立って調整をさせていただいて、計画化できるものは計画化していくといった事業です。

実績のところをご覧くださいと、(1) が都市計画変更の手続ということで、今年度は西新宿一丁目地区、ヨドバシカメラの本店の辺りの地区ですが、その辺りの地域冷暖房施設の整備に向けて、いろんな手続を踏んで調整していったという実績があります。

(2) が検討委員会、地元まちづくり団体への情報提供等ということで、いろんな地域単位でまちづくり協議会とか検討委員会ができていますので、そこと情報共有をしていった。この2つが実績として上がっているといった事業になります。

評価のところをご覧くださいと、計画どおりとなっています。新宿駅直近地区のまちづくり推進に向け、予定どおり都市計画変更の手続及び検討委員会、地元まちづくり団体への情報提供を実施したことから、計画どおりと評価するとしていただいています。

39 の②「新宿駅周辺地区の整備推進 新宿駅東西自由通路の整備」です。

こちらは、新宿駅に新しく東西自由通路が開通しましたが、それに関して鉄道事業者だけではなく、我々地元自治体ですとか東京都ですとか国等が、いろんな補助事業を活用して補助金を支出しておりましたので、区としてもそういった補助金を支出したり、あるいは地元自治体として各種主体との調整に当たるなどで、この東西自由通路の開通に向けて協力をしてきて、それを適切に行ったという内容になっていました。評価についても、予定どおり整備が完了したことから、計画どおりと評価するとしていただいております。

こちらについては、既に令和5年度で事業が終わっていますので、途中でちょっと遅延はしたんですが、予定どおりであったという評価をいただいています。

続きまして、39 の③で、「新宿通りモール化」です。

新宿通りは今も歩行者天国等やっていますけれども、車等を一切排除して、あそこを歩行者だけの空間にすることを目指す取組を、新宿通りモール化と呼んでおります。

ただ、いろいろなハードルがありまして、実績欄にあるとおり、トラックがあそこに止まって荷さばきをするのをやめさせられないかといったような荷さばきルールの制定に向け

て、地元組織等と区が引き続き検討を実施しているところということになっています。

評価の欄をご覧くださいと、計画どおり。予定どおり検討を実施したからということになっておりますが、その下の意見のところ、今後の取組の方向性に対する意見として、計画事業評価シートや区ホームページから得られる情報からは、この事業の具体的な取組状況や課題等が分からない。今後も計画事業として実施していくのであれば、これらについて分かりやすく記載することで、適切な情報提供に努めてほしいとご意見いただいています。

その他意見・感想としましては、新宿通りで歩行者天国が実施されているとき、危険な走行をする自転車により、歩行者が危険な目に遭うことが少なくない。モール化の実施に当たっては、こうしたアクシデントが発生しないよう、歩行者を守るルールも併せて整備してほしいというご意見をいただいています。

続きまして、39の④「靖国通り地下通路延伸に向けた支援」です。

こちら、靖国通り地下通路というのは、新宿サブナードのことを指しています。こちらが今は区役所の辺りで止まっているのを、さらに明治通り側に延伸したいということで、長らく調整をやっている事業です。

実績欄をご覧ください。沿道まちづくり事業等との連携を図るため、動向の確認と関係機関等との調整、事業手法等の検討を実施となっています。サブナード社単体では、延伸事業を担い切れないので、サブナードに沿って建っている建物の再開発等とタイミングを合わせて、サブナードの延伸についても事業化をしていきたいということを目指して調整しています。ただ、指標欄を見ていただきますと、指標が「靖国通り地下通路の整備」ということで、事業に向けての進捗ごとに目標値を設定しているんですが、令和5年度は、本当であれば関係機関との合意に至りたかったものの、そこに至らなかったという実績になっていますので、区は内部評価で計画以下と評価しており、外部評価委員会第1部会においても同じく、計画以下にいただいています。目標としていた関係機関との合意に至らなかったために計画以下と評価する、となっています。

その他意見・感想のところ、

まちづくり戦略プランで掲げる新宿駅東口エリアの戦略の方向性「日本を代表する賑わいと歩きたくなるまちづくりの推進」に向け、靖国通り地下通路の延伸は重要な取組と思われる。関係主体の調整に当たり苦慮する面も多々あるかと思うが、地元区として取組を牽引して行ってほしいとあります。

続きまして39の⑤「新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定」です。

事業としては、先ほど申し上げた新宿駅周辺には、東京都ですとか新宿区がまちづくりの全体的な方向性を定めておりますので、それに基づいた個別のまちづくり、開発計画等を区が支援していくということで、さっきは直近地区の話でしたが、今度は新宿駅周辺地区で、もうちょっと範囲を広く取って事業をやっている内容になります。

実績欄を見ていただきますと、進捗ごとに分けていまして、1個目がまちづくりの方向性がもう定まっていて、次は地区計画等の策定に向けて取り組んでいる地区が2地区あると

いうことで、これら2地区についての調整を行った、とあります。

(2) が、まだまちづくりの方向性が定まっていないので、その検討を進めている段階の地区として、この2地区が上がっているとあります。

計4地区についての取組が、実績として上がっている、そういった事業になります。

評価を見ていただくと、計画どおりとしていただいています。各地区の状況に応じ、まちづくりに向けた支援を適切に実施している。また、指標、地区計画等の取りまとめ数において、令和5年度は目標値1に対し、実績値がゼロであったが、第2次実行計画期間の令和3から5年度中の累積で見ると、目標値3に対し実績値は5であり、達成は100%を超えている。

以上のことから、計画どおりと評価するとしていただいています。

意見としては、本事業の取組は長期にわたるものであり、その成果は単年度ではなく複数年度で測るべきである。本事業を含め、こうした長期的事業の指標は、単年度ではなく複数年度を対象に目標を定め、その実績を分析するべきであるとのご意見をいただいています。

次、経常事業の434「新宿駅周辺地区の利便性向上」です。

事業概要を見ますと、新宿駅及びその周辺へのアクセスルートが誰にも分かりやすく利用しやすいよう、利便性の向上を図ります、とありまして、令和5年度の実績としては、新宿ターミナルマップ及び新宿ターミナルエレベーター・階段マップについて、現地状況に即して地図データの時点修正等を実施したということで、新宿駅周辺は非常に構造が複雑なので、そこで移動する際のガイドとなるようなマップを作っているんですが、その時点修正を行ったということで、実績として挙げております。

意見としましては、新宿ターミナルマップは、地図を読むのが苦手な人にも分かりやすく作られており、非常に有益と思われる。今後のさらなる利便性向上に向けては、例えば地図面をメッシュで区切り、東京都庁等、ランドマークとなる超高層ビルの所在をA5等のメッシュ番号で示した一覧表を追加することで、観光客等、新宿駅周辺に土地勘のない人にとってさらに使いやすいマップとする等、様々な工夫の余地があると思われるというご意見をいただいております。

では、施策の評価です。

「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」の個別施策の評価結果です。おおむね順調に進んでいるとしていただいています。

評価の部分を読ませさせていただきます。

成果指標「新宿駅周辺の回遊のしやすさに対する満足度」の令和5年度実績値は、前年度を大きく割り込んでいるということで、新宿駅周辺がアクセスしやすいと思う区民の割合というのをアンケートで取っているんですが、確かに令和5年度の18.6%は、令和4年度の23.6%からかなり落ちているというところを指して、これは現在行われている新宿駅西口の大規模工事により生じている通行上の支障が原因であるのであれば、これは仕方がないことなのではないかと理解を示していただいています。

また、各事業においては、区として実施すべき内容を適切に実施し、東西自由通路開通による利便性向上等、成果も着実に上がっている。

以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価するとしていただいています。

意見については2件です。

1件目が、本個別施策の各事業は、区が主体となって進めるというよりは、事業主体である民間事業者等への補助や、事業者間の調整を行うものなので、区的意思だけで進められるものではないことは理解したが、関係事業者、庁内他部署等、様々な主体との交渉・調整に工夫の余地はあると思われるので、新宿駅周辺の回遊性向上に向け、計画した内容が順調に進捗するよう、区として一層の努力をお願いしたい。

2点目が、新宿駅西口は工事の影響により、狭い場所などでは他者と衝突しそうになり、危険を感じることも多いため、混乱防止のための案内表示等を充実させてほしい。外国人旅行者が増加していること、工事進捗に伴い通路形状が頻繁に変わることも踏まえ、デジタルサイネージ等の活用も視野に入れ、検討してほしいという意見をいただいています。

この個別施策については以上です。

【会長】

ありがとうございました。

こちら、第1部会でありますがいかがですか。

【第1部会長】

特に追加すべきこと等はございません。

【会長】

ありがとうございました。

この「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」の施策につきまして、何か追加意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

次の「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」ということで、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

では、計画事業40「歌舞伎町地区のまちづくり推進」になります。

こちらについては、歌舞伎町地区を健全なエンターテイメントのまちにしていくことを目指して、いろんな分野で取組を行っているので、それをまとめたような事業になっています。

実績欄をご覧くださいと、いろいろあるんですが、(1)はイベントの開催、この歌舞伎町地区でのいろんなイベントの開催です。ゴジラとか映画イベント等も活用して、いろんなイベントをやっています。

(2)が情報発信の強化ということで、歌舞伎町のPR動画の作成ですとか、このエリアで歌舞伎町タウン・マネジメント、TMOという一般社団法人がまちづくり、まちおこし

のために活動しているんですが、そういった団体等のホームページを改修したりとか、そういった取組をしています。

(3) は分野が変わって、不法看板対策として、店が出している看板に対して監察を行ったり指導を行ったりする。

(4) が、放置自転車対策で、放置自転車を撤去するものです。

(5) が路上の清掃ということで、ご覧のと通りのいろんな清掃活動を行っています。

こういった多岐にわたる取組を通じて、歌舞伎町地区のまちづくりを推進していくという事業になっています。

評価のほうを見ていただくと、計画どおりということで、シネシティ広場でのイベント開催、情報発信の強化、不法看板対策、放置自転車の撤去、路上清掃等を着実に実施していることから、計画どおりと評価するとしていただいています。

今後の取組の方向性に対する意見です。

誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現のためには、車椅子や視覚障害者の通行を妨げる不法看板や放置自転車への対応は重要な取組であるため、より効果的な対策も検討しながら、各関係機関と協力しながら実施して欲しい。

その他意見・感想です。

指標の目標値が「推進」に対し、実績も「推進」となっているということで、目標も実績もともに「推進」で、しかも達成度を、数値化できないということでバー(一)で表記しているんですけども、これを分かりにくく感じたというご意見をいただいています。

当該指標において、実績が推進に該当するか否かの判断基準は、ヒアリングで委員から区管理職に対して確認したところ、個別施策Ⅲ-2の2つの成果指標の達成状況によるとのことなので、その旨の記載を補足してはどうかというご意見です。

また、目標を達成しているということであれば、バーじゃなくて100%表記でもいいのではないかとということで、この指標の見やすさ、分かりやすさに関してご意見をいただいています。

続いて、経常事業です。

436「歌舞伎町安全・安心対策事業助成」です。

これについては、歌舞伎町の安全・安心対策のために活動されている団体、NPO等の団体に対して補助金を支出するという事業になっています。

事業概要をご覧くださいと、歌舞伎町地区において、若者や女性を対象とする健全育成や性犯罪の防止など、安全・安心なまちづくりを目的として、自発的に行われる活動を支援するといった事業になっておまして、実績としては、令和5年度はゼロ団体と、実績は一切上がらなかったという実績になっておまして、それを受けての意見が書かれています。東京都が類似の助成制度を開始した影響でゼロ団体になったという分析を区はしており、それを踏まえて、都が類似の助成制度を開始したため、令和5年度の執行率はゼロ%だったが、令和6年度は東京都の制度で助成を受けられなかった団体に助成金を交付する見込みにな

っていて、今後も同様のニーズはあると思われるため、歌舞伎町の地元自治体として引き続きこうした支援を実施してほしい。なお、支援の在り方については、東京都やNPO等、関係団体の動向に応じ、最適な在り方を検討してほしいというご意見をいただいています。

続いて、438「区役所本庁舎前平和の泉イルミネーション」です。

こちら、寒い時期になると、区役所通りでイルミネーションが点灯されるんですけども、それと併せて区役所前もイルミネーションを店頭するという事業です。

意見です。このイルミネーションは、1年で最も日没が早い時期である11月から2月に実施されており、区役所本庁舎業務終了後、周辺との照明やにぎわいが途切れることを防止する役割を果たしている。歌舞伎町のイメージアップにつながる非常に有意義な取組であるので、区役所通りイルミネーションを含め、今後も継続して実施してほしいというご意見をいただいています。

続きまして、439「道路を活用したオープンカフェ」です。

こちらは、区役所から靖国通りを渡って向かい側の石畳になっている商店街、新宿モア4番街と呼ばれているところですが、ここでオープンカフェをやっているという事業です。

それに対するご意見です。新宿モア4番街のオープンカフェは、この場所を訪れる人の和みの一翼を担っていると感じる。その一方で、実施場所が限定的であったり、展開されている店がずっと変わらない等、活気に乏しい印象もある。今後は時間を区切ってもっと広い範囲でイベントを実施する等、新たな取組によりさらなる活性化を図ってはどうかというご意見をいただいています。

では、個別施策の評価に戻ります。

評価は、おおむね順調に進んでいるとなっております。

評価理由につきましては、にぎわい創出に向けた取組、これらの取組が、それぞれが官民連携で着実に進んでいるほか、成果指標の一つである「歌舞伎町に対する区民のイメージ」の値が良く、目標も、既に令和9年度の目標も達成できているということで、このあたりも踏まえておおむね順調に進んでいると評価していただいています。

意見につきましては、本個別施策での取組内容を確認する過程で、シネシティ広場でのイベント等の充実は、にぎわい創出だけでなく安全・安心対策にもつながることが分かった。今後も引き続きこの両面を見据え、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現に向けた取組を進めてほしい。

もう一つは、歌舞伎町は様々な事情を抱えた人が集まるまちである。地元自治体である区は、こうしたにぎわい創出と表裏一体の取組として、歌舞伎町を訪れた人が不幸にならないよう、行き場のない青少年等の支援を要する人に対して適切に対応してほしいというご意見をいただいています。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第1部会からの補足は。

【第1部会長】

特にございません。

指標の件等、分かりやすく説明いただいております。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ただいまの「誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」の施策に関しまして、この評価について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

では、このように提出したいと思います。

ここでちょっと休憩を取りたいと思います。

10時50分に再開したいと思います。

(休憩)

【会長】

それでは、時間になりましたので再開させていただきたいと思います。

先ほどは個別施策Ⅲ-2まで終わりました。

次は、個別施策Ⅲ-5「道路環境の整備」、第1部会ご担当のところですよ。

事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

では、こちらからは道路の整備に関する事業が続いていきます。

計画事業44「都市計画道路等の整備」、これは特に百人町三・四丁目地区の道路整備について取り組んでいる事業です。

この百人町三・四丁目地区において、地区計画という、その地区での開発の方向性を定めている計画の中で、一部の道路を拡幅整備するということを進めています。その拡幅のために、今、建っている建物をどけたりする必要がある場合もありますので、使用者との調整等を区が行っている事業になります。

実績のところを見ていただくと、区画街路3号の一部の道路整備に向け、土地所有者との調整の結果、整備することとなった部分について詳細設計を実施と、一部所有者との調整が済んで、ここは整備することができるようになったという箇所について、その工事のための詳細な設計までを終えたという実績が書かれております。

評価のほうをご覧くださいと、計画どおりとしていただいております、百人町三・四丁目地区の道路整備に向け、土地使用者との調整や詳細設計といった取組を着実に進めていることから、計画どおりと評価するとなっております。

意見としましては、本事業は非常に時間を要する事業だが、一方で地区の防災性向上のため、早急に成果を上げたい事業でもある。本事業の進捗を加速させるため、例えば地区内の共同建て替えを促進する等、様々な工夫を図り、計画的かつ迅速に本事業を推進してほしいとご意見をいただいております。

次は計画事業 45 の①「人にやさしい道路の整備（道路の改良）」です。

事業概要をご覧くださいと、幹線道路及び地区内主要道路等の区道について、歩道を設置したり、あとはその道路の形状の改良等を行う。また、道路というのはだんだん傷んでいきますので、それを改良したりといったことをやっている事業です。

実績をご覧くださいと、(1) が早大通り第Ⅱ期ということで、早大通りをいくつかの工期に分割して、令和 5 年度は第Ⅱ期について取り組みまして、道路改良工事を実施しました。

(2) が江戸川橋通りで、こちらについては道路修正設計、工事の前の設計を実施したところということになっています。

評価につきましては、予定どおりこれらの工事を実施したので、計画どおりと評価すると思っています。

続いて 45 の②「人にやさしい道路の整備（バリアフリーの道づくり）」です。

事業概要のところをご覧くださいますと、令和 3 年度に策定した新宿区移動等円滑化促進方針に基づき選定する整備路線において、バリアフリーの整備を行っていく。この移動等円滑化促進方針というのは、区内の道路等を対象に、いろんな方がお使いいただけるようなバリアフリーに向けた整備の考え方を定めておりまして、その考え方に基づいて優先的に整備する整備路線を定め、そこを対象に整備を行っていくとしています。

実績欄をご覧くださいと、(1) バリアフリー整備工事として、ご覧のとおりの道について工事を実施していた、または実施中というような事業です。

(2) が道路詳細設計ということで、その工事の前段階の設計を行ったということで、着々とバリアフリーの整備に向けた取り組む事業です。

評価のほうをご覧くださいと、計画どおりということで、整備工事の入札不調があったけれども、適切に対応できている。また、バリアフリー化に向けた道路詳細設計について、高齢者や障害者等、配慮を要する当事者からの意見を踏まえて適切に進めていることから、計画どおりと評価すると思っています。

その他意見・感想については、新宿駅周辺や新宿区役所周辺の歩道は、区が目標として掲げる「誰もが安全・安心して通行しやすい歩行環境」となるには、まだまだ段差等の支障が多く、今後も整備が必要であると感じる。通行量の多い歩道であり、バリアフリー化を求める人は非常に多いと思われるので、今後の取組を一層充実させてほしい、という意見をいただいています。

続きまして、計画事業 46 「道路の環境対策」です。

こちら、道路は道路でも、舗装というよりは環境対策を目的とした道路の整備ということをやっている事業です。

実績欄をご覧くださいと、(1) が遮熱性舗装の整備ということで、熱を通しにくい素材で舗装を行うことで、ヒートアイランド現象等を抑制するというをやっています。計画的に毎年同じくらいの整備面積を定めて、いろんな地区の整備工事を実施しています。

(2) が LED 街路灯の整備ということで、区が建てている外灯の小型蛍光灯を LED 化

していくといった取組を行っております。

評価につきましては計画どおり、これらの取組がちゃんとできている、目標を達成していることから、計画どおりと評価するとしていただいています。

取組の方向性への意見としましては、指標 3「街路灯のLED化基数（大型水銀灯）」の達成度が年々上昇しているため、そもそも目標設定が適切なのかという確認が必要なのではないか、検討してはどうかというご意見です。

次、その他意見・感想につきましては、この事業は個別施策「道路環境の整備」に位置づけられているが、環境対策にも資する事業であるので、今後、区民等に成果を示す場合は、例えば個別施策「地球温暖化対策の推進」に関係する事業とともに、総合的に広報して区民の理解を得るよう努めてほしいという意見をいただいています。

続きまして、経常事業 454「路面下空洞調査」です。

防災上重要な路線や、救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査するという事業です。

この事業に対する意見としましては、こういった道路陥没は発生する場所や時間帯によっては大事故にもつながる。未然に発見し、防止されたことを高く評価するとともに、ほかの箇所についても早急に対応してほしいという意見をいただいています。

456番「私道整備助成」については、区道ではない私道に関して、地権者の合意が形成されてその私道を整備されるとなった場合に、それに対して区として費用助成をさせていただくという事業になっています。

それに対する意見として、区内の道路環境を良好に保つためには、公道はもちろんのこと、私道への対応は非常に重要である。本事業は、私道所有者の申請に対し助成金を交付するものだが、このほかにも地下部分も含む私道の適切な維持管理に向けた相談対応や指導、寄附受付等、様々な対策を積極的に講じてほしいとご意見をいただいています。

次は、459「道路の維持管理」です。

こちらについては名前のおり、区道を適切に維持管理していくという事業になっています。

意見としましては、今夏、短時間の豪雨により道路が冠水する等の被害が多発していることもあり、雨水枿をはじめとする道路の維持管理の重要性はますます高まっている。区道を取り巻く状況に応じ、今後も適切に区道の維持管理を行ってほしいとご意見をいただいています。

では、最後にこの施策の評価をご説明します。

「道路環境の整備」の施策です。

評価については、今まで振り返ってきた各事業の取組が着実に進んでいるので、おおむね順調に進んでいると評価していただいています。

意見が3つあります。1つ目が成果指標「道路の歩きやすさ満足度」というものがあって、

区内の道路を歩きやすいと思うかという区民アンケートを取っているんですが、令和 5 年度の実績値が 23%というのは非常に低く、区内道路が区民にとって歩きやすいものではないことを示している。区や東京都等、他の道路管理者と密に連携し、改善に向けて取り組んでほしい。また、道路改善には、透水性舗装や無電柱化等、様々な手法があるので、道路の状況に応じて適切な手法を選択し、積極的に実施してほしい。

2 点目は、今回の評価に当たり、区が管理する道路は多数あり、区はそれらに優先順位をつけ、整備、保全等の対象を決めていることがよく分かった。区民の道路に関するニーズは様々であり、区の方針に納得しない区民が現れることも想定するため、区はどのような根拠で優先順位をつけているか、その基準やプロセスについて、必要に応じて区民に共有できるよう、情報提供の在り方を検討してほしい。

最後に、視覚障害者のための点字ブロックが、車椅子や杖を利用する人にとって通行しづらい形で設置されていることがある。区道において点字ブロックを整備する場合には、こうしたバリアフリー対応を要する方と様々な角度から意見交換し、その結果を踏まえて整備を実施してほしいというご意見が出ています。

この施策の説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第 1 部会のほうから、何か追加はございますか。

【第 1 部会長】

特に追加すべきこと等ございません。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、この「道路環境の整備」という施策に関しまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次のⅢ-10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」、第 3 部会が担当です。

事務局からご説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

では、参考資料 1 の 29 ページをご覧ください。

計画事業 56 の①「観光と一体となった産業振興（しんじゅく逸品の普及）」です。

実績欄をご覧くださいますと、(1) しんじゅく逸品マルシェとありますが、物販イベントとしてしんじゅく逸品マルシェというイベントを実施しておりまして、ここに出展していただいた区内の商品をしんじゅく逸品というものに登録させていただいて、後押ししていくといった取組をしています。

(2) は、そのしんじゅく逸品を紹介する冊子を発行したりですとか、(3) は金融機関と連携して、その逸品の販路開拓の支援を行ったり、あるいは (4) それ以外の地場産業商品の周知等の支援を行う。そういった支援を行う事業として、この 56 の①を実施しておりま

す。

評価を見ていただくと、こうした取組を官民一体で継続的に実施し、区内特産品の普及や販売促進に向け一定の成果を上げていることから、計画どおりと評価するとしていただいています。

意見は3つありまして、1つは令和5年度は約1,700万円の事業経費がかかっているが、実際にこの経費をかけることによって、しんじゅく逸品や azalée（染色業及び印刷・製本関連業の両地場産業団体による連携プロジェクト）に関係した事業者の売上げと利益に対し、どのような効果があったか測定を行うべきであるという意見をいただいています。

2点目が、外部団体の実施する展示会・イベントへの出展や、他自治体の特産品販促活動と連携した取組等を通じ、取組のさらなる充実を図ってほしい。

3点目が、関係事業者の持続可能な成長に資するよう、YouTube等インターネットサービスを活用した広報の充実や、地元住民や商店街との連携強化を図ってほしいという意見をいただいています。

続いて計画事業56の②「観光と一体となった産業振興（多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進）」です。

こちらは、色々な方に、区内の様々な箇所を回遊して回っていただく、そういった動きを促していくような取組をしております。

実績欄を見ていただくと、(1)が新宿区の観光マップを発行して、その更新を日々適切に行っているといったことになります。

(2)が、「温故知しん！じゅく散歩」と愛称をつけている新宿文化観光資源案内サイトで、様々な区内の史跡等を紹介して、回っていただくようにお勧めしているという取組になっています。

こちらへの評価ですが、指標を見ていただくと、このサイトへの接触度、このサイトをどれだけの方が見たかというところが、非常に達成度が低いということが主な原因になって、内部評価も、それから外部評価も計画以下となっています。

今後の取組の方向性に対する意見ですが、新宿文化観光資源案内サイトの閲覧数の向上に向け、来訪者や地元住民からの情報提供を活用し、コンテンツの拡充やYouTube等の活用、地元企業や文化機関との連携といった新規取組を実施してはどうかという意見をいただいています。

続きまして、経常事業525「地場産業の魅力発信」です。

こちらの地場産業というのは、先ほど申した染色業、それから印刷・製本関連業、この魅力の発信をして、これらの産業の振興を図っているという事業です。取組内容・実績を見ていただくと、はたちのつどい、成人式で参加者に対して着物を10着貸し出して、染色協議会が出展するブースでPR活動に協力してもらって、着物の魅力の発信にご協力いただいた。

それから、(2)が秋に開催するお祭りのふれあいフェスタ、こちらでこのAzaléeの

商品の無料配布と染色体験、和とじ本の体験教室を行うことで、両業界のPR活動を実施した。

(3) が染の小道という、昔の染色業が盛んだった中井辺りのエリアで実際に染物を展示したりするイベントがあるんですけども、その開催タイミングに合わせて、新宿観光案内所でこのAzaléeの商品を物販することで、PRを行う。

これらの取組によって染色と印刷製本の産業の魅力発信に努めると、そういった事業になっています。

ご意見としては、区内産業の中に、これ以外に地場産業として支援すべき産業はないか、検証してほしいというご意見をいただいております。

続きまして、526は「中小企業新事業創出支援」です。

取組内容・実績のところを見ていただくと、(1)は新宿ビジネスプランコンテスト、東京商工会議所の新宿支部と区が共催してビジネスプランコンテストを開催して、優秀な方には表彰をさせていただくという取組。

それから、(2)が新製品・新サービス開発支援補助金、(3)は新宿ビジネス交流会と、そういった取組を通じて、中小企業の新事業創出を支援していくという事業になります。

意見としては、新宿ビジネス交流会への参加者実績14名は、新宿区の規模からすると少ないのではないかと。経常事業528「中小企業支援ネットワーク会議の運営」や、経常事業533「新宿商談会」等、関連する取組と一体的に実施することで、参加人数の増加を図ってはどうかというご意見をいただいております。

続きまして、535「経営力強化支援事業」です。

取組内容・実績のところには様々な支援メニューが並んでいるんですけども、こういった支援を通じて区内中小企業者、個人事業主の全業種を対象に、いろいろな支援を行っていくという事業になっています。

ご意見としては、本事業で支援を受けた事業者において、支援がどのような成果につながったかを定期的に評価し、必要に応じて支援内容を見直してほしいというご意見をいただいております。

続いて、536「売上向上実践講座」です。

こちらについては、中小事業者に対して売上げ向上に結びつけられるような内容をレクチャーする講演会と実践講座を区が行っていくというものなんですけども、意見としては、事業経費500万円に対し、計5回の各回の参加者数がそれぞれ20名程度しかいないのは少ないんじゃないかというご意見で、参加者増加に努めてほしいということになっています。

続きまして、539「事業承継支援」です。

事業者さんの事業承継に関していろいろな支援を行っているということを事業概要に書いてあります。取組内容・実績としては、事業承継に関する最も基本的な知識を伝えるセミナー動画を2本制作して視聴していただいたということなんですけども、ご意見としては、事業経費が70万円程度かかっているのに対し、動画の視聴回数が合計95回しかない

のは少ないのではないかと。視聴回数増加に努めてほしいというご意見をいただいています。

最後に、545「産業会館の管理運営」です。

こちらについては、西新宿で運営しております新宿産業振興会館の管理運営について、貸し会議室の貸出しですとか、イベントの会場として活用ですとか、そういった諸々の取組を位置付けている事業です。

意見については会議室の貸出しが、全ての枠を貸し出せているわけではありませんので、一等地に立地しているのに使われていない枠があるのはもったいない。稼働率を高めるため、より多くの区民等に利用してもらえるように工夫してほしいというご意見をいただいています。

最後に、施策の評価を確認します。

「活力ある産業が芽吹くまちの実現」です。

こちらの評価は、先ほど振り返ったような取組を通じて、中小企業に向けた各種支援が総合的に実施されている。また、成果指標の実績値も回復傾向にあることから、おおむね順調に進んでいると評価していただいています。

今後の取組の方向性に対する意見としては、新宿区には多数の事業所が存在し、その規模、事業内容は多種多様である。本施策では、区は主に中小事業者に向けた産業振興施策に力を入れているが、そのほかにも社会課題に積極的に取り組み、解決を図る等、特定の分野の事業者の育成や誘致も必要なのではないかとという意見です。

その他意見・感想につきましては、成果指標「区内中小企業の景況」は、区の取組効果よりも日本経済全体の動向など外部要因により、その実績が左右されるものであるため、この指標設定では施策の取組状況を正しく評価できないのではないかと。現在設定されている個別施策の成果指標には、このような課題を抱えるものが数多く散見されるため、次期総合計画策定時には適切な成果指標設定に努めてほしい。

経常事業 536「売上向上実践講座」等、講演会・講座形式で実施する取組については、支出した経費の額の割には参加人数が少ない印象を受けた。費用対効果を高めるため、今後は対面開催と録画 Web 配信の併用を基本形とするとして、より多くの方に講義内容が伝わるよう工夫してほしいというご意見が出ています。

では、この施策の説明は以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

第3部会の担当でありまして、追加の補足説明はございません。

何かこの施策につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

535番の「経営力強化支援事業」ですが、取組状況が適切というのは、何ををもって適切な

んでしょうか。

中小企業の方にはこの事業のサービスを利用されている方は多いし、ご存じだと思うんですけども、やっぱり他の事業に比べ予算の規模がすごく大きいので、もうちょっと解像度高く、適切という評価を良しとした理由が分かればいいなと思いました。

【会長】

適切でないと思われる理由が何かありますか。

これ、委員の中に実際に利用されている方もいらっしゃって、非常に利用しやすく、ちゃんと回っているという話もありましたので、取組状況が適切だったという内部評価について、部会として大きな異論はありませんでした。

【委員】

これ、何年かにわたって続くかどうかというのが分からない事業で、前までは、いわゆるシェアオフィスとかコワーキングスペースの方も対象だったのが、今年度から対象外となつて。

【会長】

ちょっとそれは存じませんでした。

【委員】

コワーキングスペース等は、これから創業しようとする人が使う場所なので、そこを使用する方を対象外とすることは不満でした。

確かに不正があるというふうなことも聞いているんですけども、僕としては、そこで仕切りを設ける理由が分からなかったのが、これで適切という理由が知りたかったので質問しました。

【会長】

事務局、何か事情をご存じですか。

【事務局】

すみません、知らないです。ちょっと確認をさせていただきますか。

【会長】

これは原課に確認しないと分からないので、確認した上で、何か必要があれば補足で何か書かせてもらいます。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、基本的にこの方向で出し、今ご指摘のあった点についてはちょっと原課と確認していただいた上で、何か補足すべきことがあったらまた検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次に、Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」、第3部会担当です。

事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

では、計画事業 60 の①「新宿ブランドを活用した取組の推進(魅力ある観光情報の発信)」です。

こちら、観光施策として実施している事業でして、今後のインバウンドの回復を見据え海外へのプロモーションの充実を図るとともに、コロナ禍からの回復を踏まえて、インバウンド向けの周知啓発を行っていききたいという事業です。

実績をご覧いただくと、(1) ホームページ、SNSによる情報発信、それから (2) が新宿 p l u s という観光情報をまとめた情報誌の発行です。

(3) が海外へのプロモーションの実施ということで、インバウンド向けメディアに記事を載せていただいたりとか、あるいは英語ガイドマップを発行したりとか、そういう外国人向けのプロモーションを実施しています。こういった観光情報の発信を行っている事業です。

評価のほうを見ていただきますと、評価は計画どおり。2 つの指標の達成度はいずれも 100%を超え、ほかの取組も順調に進んでいるということで、計画どおりと評価いただいています。

今後の取組の方向性に対する意見ですが、観光情報の発信力強化のため、SNSやウェブサイトでの情報発信の多言語化、動画コンテンツの充実、インフルエンサーと連携した情報発信を取り入れてはどうかという意見です。

もう一つは、地元企業との連携による特典プログラムや、他の観光地との連携による相互ツアーを実施することで、他団体と連携し、相乗効果を生む取組を進めることも重要であるというご意見です。

その他意見・感想については、食は人々の関心を集めやすいので、観光資源のPRに当たっては、食分野の観光資源のPRを強化してはどうかというご意見をいただいています。

続きまして、584「ふるさと納税管理事務」です。

こちらについては、ふるさと納税について区が管理している取組をまとめた事業です。

取組内容・実績欄を見ていただきますと、区の魅力を広く発信し、応援していただける方を増やしていくため、昨年度の 10 月からふるさと納税の返礼品制度を新宿区も導入することになりました。その返礼品の採用実績と返礼品を指定した寄附の実績を書いております。

これに対しては、意見が 4 件出ております。まず一点目、これらふるさと納税制度は様々な課題をはらんだ制度で、特に我々都会の自治体においては、自治体が収納できるはずだった住民税が収納できず、財源が流出しているといった課題をはらんだ制度であるということを確認した上で、自治体の中には返礼品を廃止したところもある。今後の制度や他自治体の状況等をよく踏まえ、必要に応じた見直しを図りながら制度を運用して欲しい。

2 点目が、本事業は個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」にはあまり直接的には関わらない取組なのではないか。返礼品の開発をインバウンドでのセールス

にもつなげていく等の展開が想定されないのであれば、ふるさと納税についてはこの個別施策とは別の施策に位置づけて整理したほうがよい。

3点目が、世界一の乗降客数を誇る新宿駅、ゴジラヘッド、都庁、ゴールデン街等、新宿区には沢山の観光資源がある。関係各所との協力を通じて、魅力的なふるさと納税を推進し、寄附金が増えるよう取り組んでほしい。こちらは、もともと第1部会の「歌舞伎町安全・安心対策寄附金」に係る意見として出ていたんですけれども、趣旨としてはこちらに整理するのが良いということで、こちらの経常事業の意見として整理させていただいています。

最後が、令和5年度の新宿区の会計では、ふるさと納税制度の影響による税収減が約40億円であるのに対し、10月から3月に寄附金で得た金額は約4億円であり、今後もふるさと納税の影響による税収減は続くと考えられる。この状況が続くと、区の行政サービスにも影響が出かねないということ、区民にも周知啓発すべきであるというご意見をいただいています。

最後、個別施策の全体の評価の確認です。

評価結果は、各種取組が適切に実施されているから、おおむね順調に進んでいると評価していただいています。

意見としましては、国際観光都市・新宿としての魅力の向上のため、下記の点について取り組んでほしいということです。

①が、海外からの旅行者に対するアピールを強化するために、印刷物の対応言語のさらなる充実、ガイドなどのスピーキングでのサービスの充実を通じた多言語対応の強化を図る。

②が、文化、芸術、地場産業、エンターテイメントなど、新宿の多彩な魅力を生かし、まだ十分に活用されていない新観光資源を発掘して磨き上げ、情報発信することで、新たな観光需要を創出し、国際観光都市・新宿としての魅力の向上につなげる。

③は、無線LAN環境の利用状況をモニタリングし、必要に応じて改善・拡充を図り、より快適な通信環境を提供する、こういったことを取り組んでほしいというご意見です。

最後が、観光客に関する事業実績については、日本人観光客とインバウンドとは分けて管理・分析すべきであるというご意見をいただいています。

では、この施策の説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

この施策は第3部会担当で、特に追加の説明はございません。

何かこの施策に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」、第2部会ご担当のものです。

事務局からご説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

では、計画事業 61「新中央図書館等の建設」です。

こちらについては、具体的に新中央図書館はいつどこに建てるかというところは決まっておらないんですが、それに向けたいろいろな調査検討を少しずつ進めているという計画事業になっていまして、昨年度も、区立図書館の運営協議会という会議体が他自治体の図書館を視察に行くなどの活動をしている事業になります。

評価のほうをご覧くださいますと、計画どおりということで、これからの図書館の在り方についての検討と一体的に、新中央図書館の建設について、図書館運営協議会での協議や杉並区中央図書館の視察等が計画どおり行われた。視察は今日において公立図書館に求められる機能に関する見識を深める機会となっている。

ヒアリングでは、図書館の機能や館内の空間設計といった面で、従前の考え方に捉われない視野に立って検討が進められていることが確認できた。

以上のことから、計画どおりと評価するとしていただいています。

ご意見については、新宿中央図書館等基本計画の策定から 10 年以上が経過して、図書館に対するニーズも変化している。大きな建物の必要性、利用者のアクセス性、既存の区立図書館との関係、紙媒体の書籍・資料と電子的データ・資料とのバランスといった点も十分考慮に入れて、検討が深められていくことを期待する。

続いて、引き続き施設の利便性や魅力の向上を図る方法を検討するとともに、区民の意見や要望に対するアンテナを広く高く張って検討を進めてもらいたい。

最後に、新中央図書館の空間設計では、区民にとって魅力的で、来館者が本との出会いを多く得られるような環境にすることを目指してもらいたいという意見が出ています。

その他意見・感想については、今後、さらに踏み込んだ検討を進めていく際、より具体的な行動計画や指標があると、本事業に対する区民の理解がより得やすくなるのではないかと。

2 点目が、改装・新設される図書館にはどのような要素があるか分析し、明示されていると、成果を示しやすくなるのではないかと。それと関連して、他の図書館事業で指標とされている項目などについても情報収集を行い、建設や運営に役立てることも考えられる。

最後に、視覚障害者にも利用しやすい等、誰もが分かりやすく使いやすい施設にしてもらいたい。また、中央図書館以外の地域図書館の充実も併せて進めてほしい、とご意見をいただいています。

続きまして、計画事業 62 の①「スポーツ環境の整備（新宿区スポーツ環境整備方針の改定）」。

こちらは、「新宿区スポーツ環境整備方針」という、区のスポーツ環境整備をどのようにやっていくかということを決める個別の計画方針を改定する作業になります。

こちらについては、庁内の検討会議ですとか、あとは外部の方をお招きした会、あとは調査、こういったことを通じて、令和 5 年度は改定に向けた準備を進めました。令和 6 年度はその成果に基づいて改定するといった流れになっています。

評価としては、計画どおりとしていただいています。

環境整備方針の改定に向けて、アンケートですとか関係会議体における調整結果の共有、改定方針案の検討が進められたということです。新方針がアンケートの調査の結果分析から把握される区民ニーズの動向等を十分踏まえたものになることを期待するということで、方針の改定に向けたプロセスが着実に進められたことから、計画どおりと評価するとしていただいています。

今後の取組の方向性に対する意見ですが、区民が持続的に生涯スポーツを実現できる環境整備を引き続き進めてもらいたい。

それから、必ずしも既存のスポーツ施設だけを対象とするのではない柔軟な視点に立った取組、例えば民間事業者あるいは健康増進のための保健福祉施設との連携などを期待する。他の分野、隣接する分野との連携を期待するというご意見です。

その後、その他意見・感想の1点目です。本事業に関する今後の評価では、今回実施した調査を基に指標を設定することも考えられるのではないかと。

2点目が、eスポーツについての検討も視野に入れられているとのことである、今後の方針改定では、こうした比較的新しい分野の扱いが最終的にどのようなものになるにせよ、広い視野に立って方針の検討が進められることを期待する。

最後に、既存施設は立地面での利便性が区民によって異なっているのではないかと。例えば新宿コズミックセンターに近い人もいれば、遠い人もいる、そういった現状を踏まえてのコメントですが、このアクセスの均等化を図るためにも、既存施設の活用に加え、民間との連携や提携を進めるべきではないかというご意見をいただいています。

62の②は「スポーツコミュニティの推進」です。

こちら、区のスポーツ環境を支える各主体との連携強化を図るということで、それを通じて、スポーツを楽しむ場や機会を提供していくということを書いています。これを通じて、区民のスポーツへの意識向上を図るとしております。

実績を見ていただくと、(1)はスポーツの普及啓発ということで、子供・成人向けのスポーツ体験として、こういったいろいろな種目の教室を行ったりですとか、あるいは(2)でポッチャ等障害者スポーツ体験ということで、区立幼稚園やこども園でポッチャを親子で行うイベント、あるいは(3)パラスポーツ体験会及びボランティアの活用、こういった形で、スポーツコミュニティを推進していく。これらの教室等いろんな団体と連携して行くことで、スポーツを楽しむ場や機会を提供していく。そういったことを目指す事業となっています。

評価のほうを見ていただきますと、計画どおりということで、本計画事業はスポーツ体験教室及び障害者スポーツ・パラスポーツ体験を軸に、スポーツコミュニティの創出・推進を図っていかうとするものだ。令和5年度には幅広い世代から多数の参加者が集う形で、多様な内容の教室体験会が計画どおり開催された。教室・体験会は予定どおりに実施されて、参加者の多くがアンケートで高い満足度を示した要因の一つに、パラスポーツ団体等との連携が効果的になされたこともあったと考える。運営に関わるボランティアについては、その

裾野をさらに広げていくための工夫の検討を続けていく必要があるものの、本計画事業は取組方針に沿っておおむね予定どおりに実施されていることから、計画どおりと評価する、とされています。

今後の取組に対する意見としまして1点目は、パラスポーツの体験会については、応募者が多く参加できなかった人も少なくなかったとのことであるため、参加人数や開催回数を増やすことを検討してはどうか。

2点目が、障害者スポーツ・パラスポーツの機会提供を充実化することと並んで、体操教室や陸上教室といったそれ以外の体験機会についても、引き続き企画の充実化や開催の形態・時期等を図っていてもらいたいということです。

その他意見・感想は、1点目が、パラスポーツ等の体験が幅広い区民において新しいスポーツ活動を定着させ、スポーツ文化を豊かなものにしていくことを目指して、引き続き事業を推進してもらいたい。

2点目が、パラスポーツの体験会などでボランティアスタッフの確保が難しい場合、区内の福祉を学ぶ学生やサークルボランティアなどとの連携を広げていくことを検討してはどうかとご意見をいただいています。

続きまして、62の③が「総合運動場の整備」です。

戸山公園の箱根山地区に、区が多目的運動広場を整備して運営しておるんですけども、その隣接地区に東京都が保有している公園エリアもありまして、そこにもさらに総合的な運動場を整備して、よりこの総合運動場を拡充していきたいという思いがある中で、東京都の考えもありますので、都と情報共有して、調整をやっているという事業になります。

評価としましては、計画どおりとしていただいています。総合的な多目的運動場の整備を最終目的とする本計画事業では、令和5年度には都との情報共有、意見交換が進められた。総合運動場の整備に向けたスケジュールが確定していないため、全体の中での進捗状況については判断が難しいところがあるものの、年度の予定に沿って課題の整理等が進められたことから、計画どおりと評価するとしていただいています。

意見としましては、1点目が、整備内容・整備時の役割分担、整備後の維持管理等について、東京都との協議・調整を適切かつ精緻に進めてもらいたいと。

2点目が、整備計画の検討は、区民の要望やニーズを十分に踏まえて進めてもらいたい。

3点目が、早期の整備が実現するように協議を進めてもらいたい。また、現在の多目的広場の良好な環境を維持することも心がけてほしいとあります。

最後、その他意見・感想ですが、内部評価の評価シートにおいて、本事業の実績は都との情報共有とあるが、それだけでは区民には進捗状況が見えにくい。事業評価のためにも、より具体的な行動計画が記載されていたほうがよいのではないかと意見をいただいています。

続きまして、62の④「新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備」です。

事業名にあります新宿区スポーツ施設整備基金とは、新宿区のスポーツ施設を整備する

ために用意している基金でして、この基金を活用してスポーツ施設の整備を行っていくという事業になります。

実績欄をご覧くださいと、令和5年度の基金対象工事としたのが、記載してある新宿スポーツセンターの2つの改修整備事業でした。また、令和6年度、今年度の基金対象工事をどこにするかということを検討し、これらの施設の工事を行うことになった、ということも令和5年度の実績になっています。これを毎年繰り返しているという事業になります。

評価結果としましては、計画どおりです。これらが計画どおりに実施されて、安全性、快適性を向上させているからとさせていただいています。

今後の取組の方向性に対する意見としては、令和6年度以降も施設の老朽化に伴う改修工事を適宜進めて、安全性、快適性の確保を図ってほしい。

2点目が、従前の考え方に縛られることなく、区民のニーズに沿った施設整備が検討、推進されることを期待する。

その他意見・感想としましては、区民によるスポーツ参加の促進という本事業の目的に照らして、施設の老朽化への対応だけでなく、施設の機能拡充といったより積極的な用途の検討も続けてほしい。

続いて、地域の学校施設についても、本事業による整備・改修の対象になり得るとすれば、利用者の利便性や学校施設の地域開放を推進する見地から、学校スポーツ施設の補修改善にも力を入れてほしいとご意見をいただいています。

続きまして、経常事業の592「新宿未来創造財団運営助成」ということで、新宿区の外郭団体の新宿未来創造財団に対する助成を行っているんですが、それをまとめた経常事業になります。

ご意見としましては、1点目が、区の助成の在り方や有効性についての評価・検証を不断に行い、その適切性を区民に対して十分に説明できるように努めてほしいというご意見。もう一個は、学校体育館等を利用して行われる活動で、財団がPTAやボランティアと連携して実施しているものがある。この事務局を財団がやっているんですけども、それら活動の管理運営面においては、財団とPTAとが円滑に連携、協力できる体制になっているのか。また、PTA等のボランティア的な負担が過重なものになっていないかを検討し、必要に応じて現在の在り方を見直すよう運営団体に促してほしいというご意見が出ています。

593が「学校施設等の活用」ということで、学校施設は本来教育のために用いる施設なんですが、例えば夜の体育館のように、空いているところを活用して、開放して運動の場にしていただいています。その事業についてのご意見では、体育館や校庭の開放について、活用することができるということを、区民への一層の周知をほしいというご意見をいただいています。

続きまして、598「ギャラリー“みるっく”の運営」です。

コズミックスポーツセンターの2階のスペースですとか、新宿スポーツセンターの1階

ロビー、こういった区及び都の施設の広いところを展示スペースとして活用して、それをギャラリー“みるっく”と呼んでいます。区民の創作品を発表する場を提供するというをやっている事業です。

利用状況が、利用件数が7件、展示作品数が153点ということで、それを踏まえた意見をいただいております。当該年度の利用件数が7件であったのは少ないようにも見える。作品の展示場所がスポーツ施設であることが、この企画の関心層とマッチしているのかなどについて検討されてもよいのではないかと。

続いて、作品の展示法に関しては、インターネットを活用する方法も考えられるのではないかとといったご意見をいただいております。

最後に、Ⅲ-14の個別施策に戻ります。

以上、個別施策の評価確認を通じて、評価結果はおおむね順調に進んでいると評価していただいております。本施策を構成する諸事業は計画どおりに実施されている。特に新宿区スポーツ環境整備方針の改定に向けた取組が着実に進められた点と、スポーツコミュニティの促進を目的とする事業で、障害者スポーツ・パラスポーツを軸とする活動の充実化が図られ、成果を上げている点は高く評価できる。スポーツ環境に関する調査では、区民のスポーツに関するニーズの分析も進められた。

また、新中央図書館等の建設に向けた事業や総合運動場の整備に向けた事業については、中長期的なスケジュール感が見てとれないところがあるものの、年度単位では予定に沿って実施されている。

以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価していただいております。

今後の取組の方向性に対する意見です。

1つ目が、総合計画でうたわれている、ライフステージ等に応じて健康で生き生きとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちの理念を実現していくための様々な具体策を、引き続き検討してほしい。

2点目が、既存スポーツ施設の利便性、安全性を向上させるための改修と並んで、ニーズが高いと考えられる屋内スポーツ施設の増設を検討してもらいたい。

3点目が、eスポーツなどの新しい分野の取組に期待する。

4点目が、図書館資料の収集、所蔵、提供や、情報発信の方法については、紙媒体、電子媒体それぞれの特性を考慮して検討してほしいといったご意見をいただいております。

その他意見・感想につきましては、1点目が、新中央図書館の建設事業と総合運動場の整備事業については、次世代の区民の学習・スポーツ環境の質的な在り方にも関わるものであることから、広い視野に立って検討を進め、区民の期待に応える内実を備えたものをつくり上げていかれることを期待する。

続いて、図書館サービスに関しては、自動貸出機、検索機などの利便性の向上とともに、お話し会、館内展示などを引き続き深化させていってほしい。また、企画の水平的展開、複数の図書館間あるいは図書館と他の公共施設との共同企画にも期待する。

スポーツ施設に関しては、時代の変化、住民のライフスタイルの変化に応じた取組を検討してもらいたい。例えば民間事業者との連携、提携による企画・事業などである。これにより、既存施設だけでは立地によって区民にアクセス性の偏りがある現状も改善できるのではないか。

最後に、健康増進を目的とする事業・施設で行われている活動もスポーツ的要素を持っており、スポーツ活動のための環境に含み得る。したがって、保健福祉分野におけるスポーツ的要素を有する活動を、本個別施策を構成する事業と連携させていくことで、スポーツ分野のための環境を充実させていくという方向性もあり得るのではないかといったご意見をいただいています。

この施策の説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

第2部会の担当です。

【第2部会長】

特に補足等はございません。

【会長】

ありがとうございます。

では、このⅢ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」に対しまして、追加でご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後のV-3「地方分権の推進」、第3部会担当です。

事務局からご説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

個別施策V-3「地方分権の推進」、この施策については、経常事業2つのみで構成されている小さな個別施策として、意見については、個別の経常事業ではなく、この施策全体に対して意見が出ました。

まず、2つのうち1つの経常事業は、「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」ということで、取組内容・実績欄を見ていただくと、大きな1番は都区制度改革、東京都と我々特別区の事務の分担ですとか財源の分配ですとか、その在り方の改革が依然として必要であるという考え方に基づいて、東京都から新宿区や特別区に対する権限の移譲、財源の移譲というのを都に求めていくというようなことを基本的な考え方に行っている取組です。

2番目が、地方分権改革と中ほどにあります。こちらは、国に対して行うことで、もともと地方分権一括法というものが段階的に広げられていって、地方の権限というのは広がっていつているんですが、それをさらに拡充していくようなことを、区単独ではなくて、東京都とも連携して行ったりとか、いろんな自治体の連合体のチャンネルを活用して国に要望していくということで、特別区の自治権の拡充に向けて、2つの取組を行っていくという経常事業になっています。

続きまして、688「自治基本条例の推進」です。

新宿区自治基本条例という条例がありまして、新宿区の自治の在り方の基本理念とか基本原則を定めております。こういった条例があるということをごきちんとして、その考え方を皆さんと共有していくということを目的にやっています。

取組内容・実績を見ていただくと、区の新任職員に研修をしたりですとか、小・中学生向けのパンフレットを活用した教育を行ったり、あとは若者向けのイベントでハンドブックを配布したり、新宿自治フォーラムというイベントでこの条例の推進について動画でご説明をすると、そういった取組を通じて、この自治基本条例を周知していくことをしています。

今ご説明したこの2つの経常事業を取りまとめて、この個別施策にしています。

評価結果について、評価としてはおおむね順調に進んでいると評価いただいています。全国市長会等を通じた国への要望や、各種チャンネルを活用した都に対する働きかけに係る区の姿勢は、成果指標の目標水準、国・都からの区へのさらなる権限移譲と財源移譲の推進にそぐうものであるため、おおむね順調に進んでいると評価する。

ただし、意見が2つありまして、1つが、住民が受けるサービスの提供主体として、国・東京都・区のいずれが適切であるかは、サービスにより異なる。他区にはない新宿区特有の事情等も踏まえ、また、移譲を求める権限が真に国や都ではなく新宿区が担うべきものかをよく検討した上で、区が担うべきものとした事務については、国や都に対して積極的に財源を含め権限移譲を求めていくべきである。権限移譲を求めるものは、ちゃんと精査した上で求めていくべきというご意見をいただいています。

その他意見・感想としましては、施策評価シートにおいて、例えば千葉県のようにパスポート発給業務を県から市に移譲してほしい等、区が国や都からの移譲を希望する具体的な内容が記載されておらず、そもそも区としてどのような方向を目指しているのかが読み取れなかったというご意見をいただいています。

では、この施策の説明については以上になります。

【会長】

ありがとうございます。

これは第3部会で、特に追加の説明等ございません。

このV-3の施策につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の議論を踏まえて、外部評価委員会としての意見の最終稿をまとめます。いくつか要確認になっているものも含めまして、会長、部会長にご一任いただくということによろしくございますでしょうか。ありがとうございます。

また、報告書のフォーマットについては、昨年度と同様のフォーマットとしたいと思いますが、よろしくございますでしょうか。ありがとうございます。

これで、次第1、評価の取りまとめについては終了いたしました。

議題としては、もう一つ、行政評価制度の見直しに係る提言についてがあるんですけども、もう時間がないので、一応頭出しだけ。

第1回のときに申し上げたんですけども、評価シートによって非常にささいなことを評価しているものもあれば、とても大きな話をしているものがあり、50億の話も50万円の話も同じ様式で同じように時間を使わなきゃならないという点があります。これは、区のほうで統一的にフォーマットを決めて、それで評価しているために起こっているものであります。

他方で、外部評価委員の立場としては、日頃区民として暮らしている中で、もっとこれも評価してほしいとか、これを考えたらかどうかというものも多分たくさんあると思うんです。

例えば第3部会でやった詐欺対策や消費生活相談の話で、区では消費担当課がいろいろやってはいるんですけども、商店街や商店が被害者の駆け込み寺になっている部分もたくさんあるから、そっちのほうの課も巻き込んで議論しなきゃならないんじゃないかというふうなご意見があって、なるほどなど。

担当課がばらばらで、それを統一して何か評価するような仕組みが、今はないんです。それは、ちょっと区民の目線からするとおかしいですよとか、そういった疑問もあります。やっぱり区の立場としては、一番上に部があって、課があって、それぞれ予算も事務事業評価もばらばらなんだけれども、区民からすると、そういう機関連携をしてもらったような取組をしてもらうことがむしろ重要なので、そういった方向にこの評価制度を変えていただけないのかなというのが、最初に申し上げたことであります。

細かい事務事業評価というのは、今はもう大きく見直す動きがございます。新宿区もやはり区民の目線から見た、もう少し大くくりの評価というものができないのかということ、次回議論できたらなと思っております。

何か事務局から補足はございますでしょうか。

【事務局】

特にありません。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、今日のところはこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

<閉会>